

1. 個人所得税

❖ 個人所得税を月次申告するか四半期ごとに申告するかの確定

政令・第 126/2020/NĐ-CP 号は組織、個人が給与、報酬からの所得を支給する際に、個人所得税の源泉徴収が発生する場合、個人所得税を月次で申告するという規定を修正します。

所得を支給する組織、個人が四半期ごとによる付加価値税の申告条件を十分に満たしている場合、個人所得税の四半期ごとの申告を自己で選択することができます。詳細は以下のようになります。

- 付加価値税を月次で申告している会社の場合、個人所得税を月次で申告しなければなりません。
- 付加価値税を四半期ごとで申告している場合、個人所得税を四半期ごとで申告しなければなりません。
- 会社が輸出加工企業（付加価値税を申告しない）である場合、個人所得税を月次で申告しなければなりません。（個人所得税を四半期ごとで申告したい場合、オフィシャルレターを用意し、税務局に提出する必要があります）

政令・第 126/2020/NĐ-CP 号は給与、報酬からの所得を受け取る個人が税務を直接に申告する対象に属するという規定を修正します。

❖ 株式での配当金を受け取る際の個人所得税の源泉徴収

2021年1月11日付、ハノイ市税務局は株式での配当金を受け取る際の個人所得税の源泉徴収に関するオフィシャルレター・第 1181/CTHN-TTHT 号を発行しました。それによると、

会社は株式での配当金を受け取る個人、株式により賞与を受け取る既存株主である個人、増資により収益が増加し記録される個人、不動産、資本金分、株式で出資する個人に代わり、税務を申告及び納税することになります。代理に税務の申告及び納税する時期は上記に言及される 2020年10月19日付け政府の政令・第 126/2020/NĐ-CP 号の第 7 条第 5 項に規定されてる、個人が同じ種類の株式を譲渡、資本の譲渡、資本の引き出しが発生した際に実行することになります。

❖ 税務登録についての案内

2020年12月3日付、財務省発行の通達・第 105/2020/TT-BTC 号は税務登録についての案内をしています（本通達は 2021年1月17日より発効します）。

本通達の内容には通達・第 95/2016/TT-BTC 号に比べて、いくつかの注意すべき新しい点があり、詳細は以下のようになります。

1. 納税者の税務登録の期限

通達・第 105/2020/TT-BTC 号はこの内容に関する規定がありませんが、税務管理法・第 38/2019/QH14 号の第 33 条にある規定に従って、実施します。それによると、所得を支給する組織、個人が個人の代わりに実行する場合、税務登録期限は税務義務が発生した日から遅くとも 10 営業日です。

以前は、最終期限は年次の個人所得税の確定申告書の提出時点から遅くとも 10（十）営業日前でした。

2. 税務管理機関が変更される場合、納税者の税務登録の変更書類の提出期限

税務機関に税務を直接に登録する納税者の移転先での税務機関への税務登録の変更書類の提出期限は移転前の税務局が納税者が場所を変更することに関する通知書を発行した日から 10 営業日になります。

以前は、この期限の規定は納税者が移転前の税務局より納税者が場所を変更することに関する通知書を受け取った日から 10 営業日になります。

2. 法人税

❖ 女性労働者を多く利用する会社に対する損金算入費用及び法人税の減少

2020年12月3日付、ハノイ市税務局は女性労働者を多く利用する会社に対する損金算入費用及び法人税の減額に関するオフィシャルレター・第 104146/CTHN-TTHT 号を発行しました。

女性労働者を利用及び女性労働者に追加に支給する費用が発生し、通達・第 96/2015/TT-BTC 号の第 4 条にある規定に従った条件を満たした会社の場合、課税期間に法人税の課税所得を確定する際にこれらの費用を損金算入にすることができます。

会社は通達・第 78/2014/TT-BTC 号の第 21 条第 1 項にある規定を満たし、実際の条件に従い女性労働者への実支出相当額を納付しなければならない法人税より減額することが適用されます。

❖ 科学-技術企業に対する法人税の減税、免税

通達・第 03/2021/TT-BTC 号は科学・技術法にある規定及び科学・技術企業と関連関係がある機関、組織、個人についての 2019 年 2 月 1 日付、政府の政令・第 13/2019/ND-CP 号に従って、科学・技術企業に対する法人税の減税、免税の優遇措置について案内しています。それによると、規定に従った各条件を満たす場合、これらの企業は最初の 4 年間は免税され及び次の 9 年間は納付額の 50%が減税されます。

3. 付加価値税

❖ 賠償品に対する付加価値税の制度

2021年1月4日付、ハノイ市税務局は賠償品に対する付加価値税の制度についてのオフィシャルレター・第 141/CTHN-TTHT号を発行しました。それによると、

会社が顧客に対して商品によって賠償する場合、商品の販売と同じように、会社は付加価値税のインボイス作成及び申告、計上、を行います。規定に従って付加価値税課税の対象に該当しない商品に対しては、付加価値税のインボイス上に、精算した額を販売の行に記載し、税率、付加価値税額の行には記載をせず線を引いて消去します。

会社の賠償品を購入する為の支出項目は、通達・第 96/2015/TT-BTC 号の第 4 条に規定されている条件を満たす場合、法人所得税を計算する時、損金算入として計上できます。

4. その他

❖ 2021 年 1 月 27 日付、政令・第 132/2020/ND-CP 号の新しい内容を紹介する税務総局発行のオフィシャルレター・第 271/TCT-TTKT 号

2021 年 1 月 27 日付、税務総局は、関連当事者取引がある企業に対する税務管理制度についての政令・第 132/2020/ND-CP 号での新しい内容を紹介するオフィシャルレター・第 271/TCT-TTKT 号を発行しました。最重要点は：

- 関連当事者取引の関係がある各当事者についての規定を改正、補足：「企業の所有する資本

の少なくとも 10%の貸借をする管理者である個人、企業監査又はこの項の g における規定に従った各関係のうち一つに属する個人に対して当期に企業の所有する資本の少なくとも 25%の譲渡取引、譲渡を受ける企業」

- 控除可能な支払利息に関する規定の改正、補足及び支払利息の制限に関する規定を適用する例外の追加：

法人税の課税所得を確定する時に、当期に発生した預金利息及び貸付利息を差し引いた後の控除可能な支払利息総額は、当期での事業活動からの総純利益+当期に発生した預金利息及び貸付利息を差し引いた後の支払利息+当期に発生する減価償却費用の 30%を超えてはいけません。

この項の a においての規定に従い支払い利息は控除をしてもならず次期へ移行され、支払い利息の総額を確定する際、発生した支払利息の総額がこの項の a において規定されている程度より低い場合は、次期において控除することができます。支払利息の繰り越しは控除が不可能な支払利息が発生した時点より 5 年を超えてはなりません。

本項 a の規定は、納税者が信用組織法により稼働する信用組織、保険業法により稼働する保険会社、政府開発援助のローン (ODA)、政府が外国の政府に借りて企業に貸す優遇ローン、国家の目標プログラムを実現する為のローン (新しい農村及び貧困地域減少プログラム)、投資プログラムを実行するローン、国家の社会福祉政策を実現する投資プロジェクト、(再定住用の住居、工員、学生の住居、公営住居及びその他の公共福祉プログラム) に対して適用されません。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第1区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45号

Citilight Tower、7階、704室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。